

平成 2 9 年度県庁舎防災・消防訓練の実施について

1 目 的

消防法等により、県庁舎の建物に年 1 回義務づけられている「消火、通報及び避難の訓練」を実施し、県庁舎に勤務する職員の自衛消防活動における役割認識、防災・防火意識の高揚を図る。

2 日 時

平成 2 9 年 1 1 月 1 5 日 (水) 1 3 : 1 5 ~ 1 5 : 1 5

3 参加者：約 5 5 0 名

- (1) 本庁職員（行政庁舎、議会庁舎、警察本部庁舎に勤務する職員）
- (2) 消防機関（金沢市消防局、金石消防署、鞍月分団、県航空消防防災グループ等）
- (3) 使用許可団体（金融機関等）

4 訓練内容

○ 防災訓練（1 3 : 1 5 ~ 1 3 : 4 5）

震度 6 強程度の揺れを伴う地震が発生。建物自体の損傷はないが、エレベータの緊急停止による閉じ込めが発生し、閉じ込め者が負傷したとの想定で、初動対応訓練、閉じ込め者の救出・救護訓練を行う。

(1) 初動対応訓練

- ア 地震発生時の庁内放送（地震発生時の安全行動を実施するよう指示）
- イ 負傷者の有無の確認・連絡
- ウ 建物の損害状況の確認・連絡
- エ 電気・機械設備の損害状況の確認・連絡

(2) エレベータ閉じ込め者の救出・救護訓練

○ 消防訓練（1 4 : 1 5 ~ 1 5 : 1 5）

行政庁舎 1 0 階県民交流課前の湯沸室から出火したとの想定で、通報・初期消火、避難訓練等を行う。

なお、消防訓練については、今年度、金沢市消防局の「中高層建築物火災防御訓練」と合同で実施する。

(1) 通報・初期消火訓練

- ア 感知器作動による発報放送
- イ 初期消火訓練、消防署への通報
- ウ 消防設備、放送設備等の作動確認

(2) 避難訓練（避難場所：せせらぎの杜（※荒天時は行政庁舎 1 階エントランス））

- 庁内執務者：県職員（行政、議会、警察）、使用許可団体
- 一般来庁者：1 9 階及び議場からの避難（県職員）

(3) 消防機関による訓練（大型高所放水車等の車両・人員が例年より増）

- ア はしご車等による救助・救出訓練及び放水訓練
- イ 消防防災ヘリコプターによる救助・救出訓練（屋上でのホバーリングからの救助・救出）

ウ レスキュー隊による降下訓練

(4) 防災体験及び屋外での消火訓練

- ア 消火器の実射訓練
- イ 屋外消火栓の放水訓練
- ウ 煙道体験（避難経路途中に設置。最初の避難者約 3 0 人程度）

(5) A E D 体験（荒天時実施）

(6) 合同訓練の講評式（県民広場（※荒天時は行政庁舎 1 階 1 0 1 会議室））

自衛消防隊の各階分隊長、消防局員、消防団員等が参加

※荒天時は (3) の一部及び(4)は中止し、(5)を実施します。

※並行して実施する訓練もあり、複数箇所での取材は困難な場合があります。

※事前取材については、当日午前中までをお願いします。

※二重下線部は昨年度からの変更点となります。

県庁舎防災・消防訓練次第

平成29年11月15日(水)

13:15～15:15

○ 防災訓練 13:15～13:45

○ 消防訓練

(※金沢市消防局「中高層建築物火災防御訓練」と合同実施)

1 通報訓練 14:15～14:17

2 初期消火訓練 14:16～14:20

3 避難訓練(煙道体験含む) 14:17～14:45

4 消防機関による訓練

(1) はしご車救助救出訓練 14:23～14:35

(2) ヘリコプター救助救出訓練 14:35～14:43

(3) はしご車救助放水訓練 14:43～14:47

(4) レスキュー隊降下訓練 14:47～14:50

5 合同訓練講評式(分隊長) 14:50～15:00

(1) 防火防災管理者(管財課長)挨拶

(2) 金沢市消防局による講評

6 屋外消火訓練(避難訓練参加者)

(1) 消火器実射訓練 14:50～15:05

(2) 屋外消火栓放水訓練 15:05～15:15

※荒天時の対応は以下の通り。

- ・上記3:煙道体験を中止し、避難場所を、せせらぎの杜から行政庁舎1階のエントランスホールに変更(AED体験を実施)
- ・上記5:実施場所を、県民広場から行政庁舎1階101会議室に変更
- ・上記6:中止(上記4の一部についても、中止の可能性あり)